

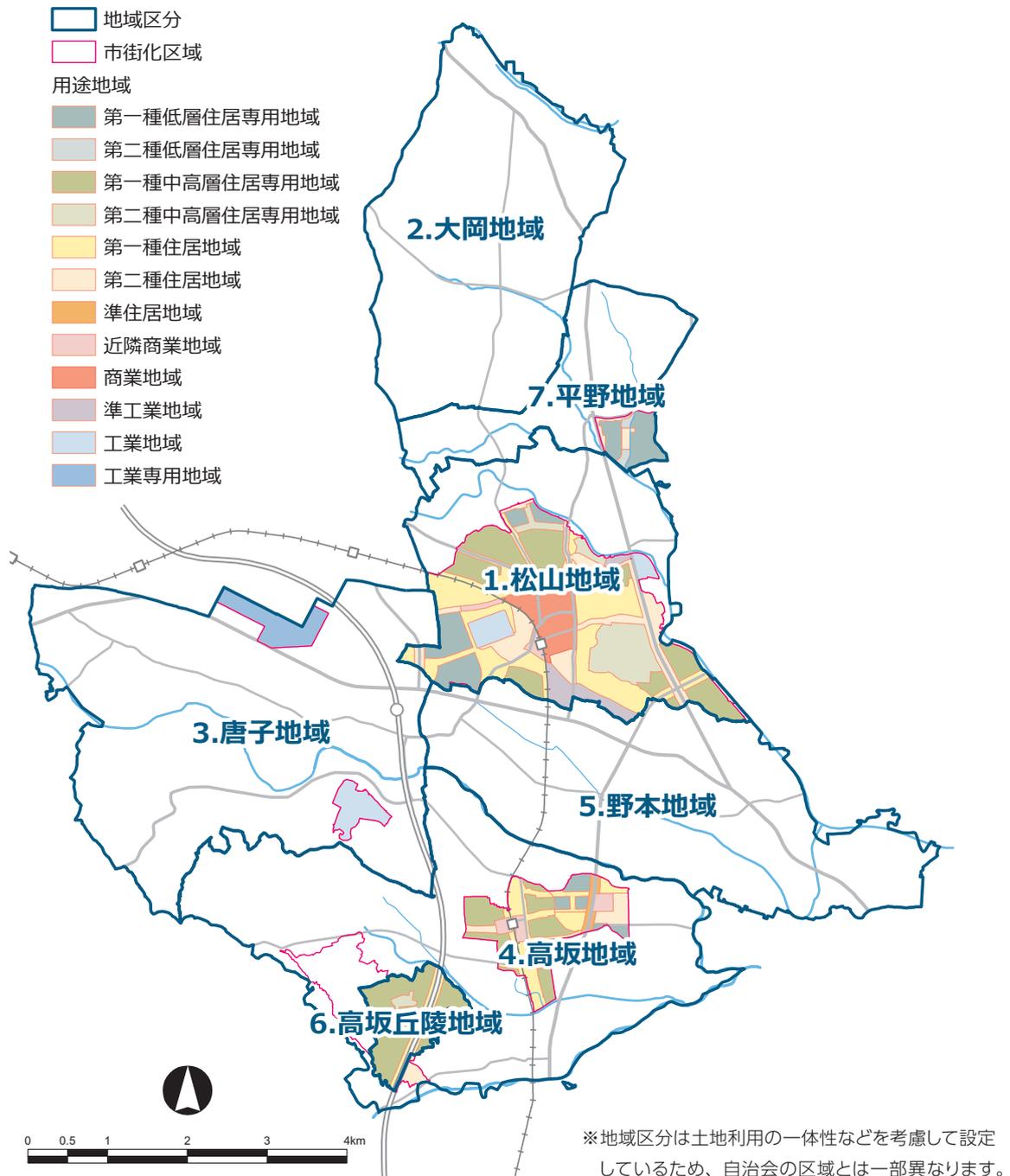
# 第5章 地域別方針



# 第5章 地域別方針

第5章では、まちづくりの基本方針及び分野別方針を踏まえ、7地域ごとの取組方針を整理します。

図 30 地域区割図



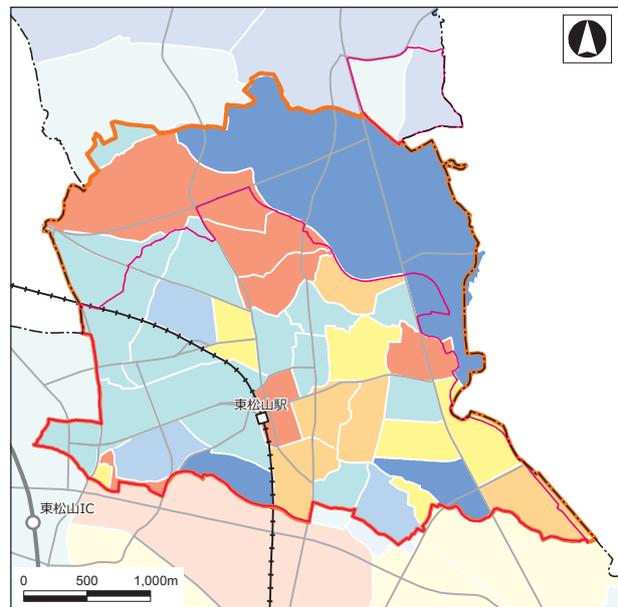
# 1. 松山地域

- 本地域は市の中央部に位置しています。東松山市及び比企地域の中心として、行政機関をはじめ様々な施設が集積しています。
- 東松山駅周辺には商業地が形成されており、それを取り巻くように住宅地が広がっています。また、一般国道407号沿道や東松山駅の西側には、一団の工業地が形成されています。
- 地域内には、岩鼻運動公園、上沼公園、下沼公園などのみどり豊かな公園や、箭弓稻荷神社、八雲神社などの文化財があります。



図 31 町丁字別人口増減数(平成25年～平成30年)

【資料】住民基本台帳(各年4月1日)



人口増減数(平成25年～平成30年)

■ -100人以下	■ +1～+49人	■ 地域界
■ -50～-99人	■ +50～+99人	■ 市街化区域
■ +0～-49人	■ +100人以上	■ 行政界

## (1) 地域の現状と課題

### 1) 人口

- 地域内の人口は約4万3千人で、近年は概ね横ばい傾向にあります。7地域の中で最も人口が多く、全市人口の約5割を占めています。
- 平成27年の高齢化率は約25%で、全市平均(25.4%)と同程度となっています。
- 町丁字別の人口動向をみると、近年土地区画整理事業\*が行われた地域北部などでは人口が増加していますが、昔からの住宅地が広がる地域では減少傾向を示しています。

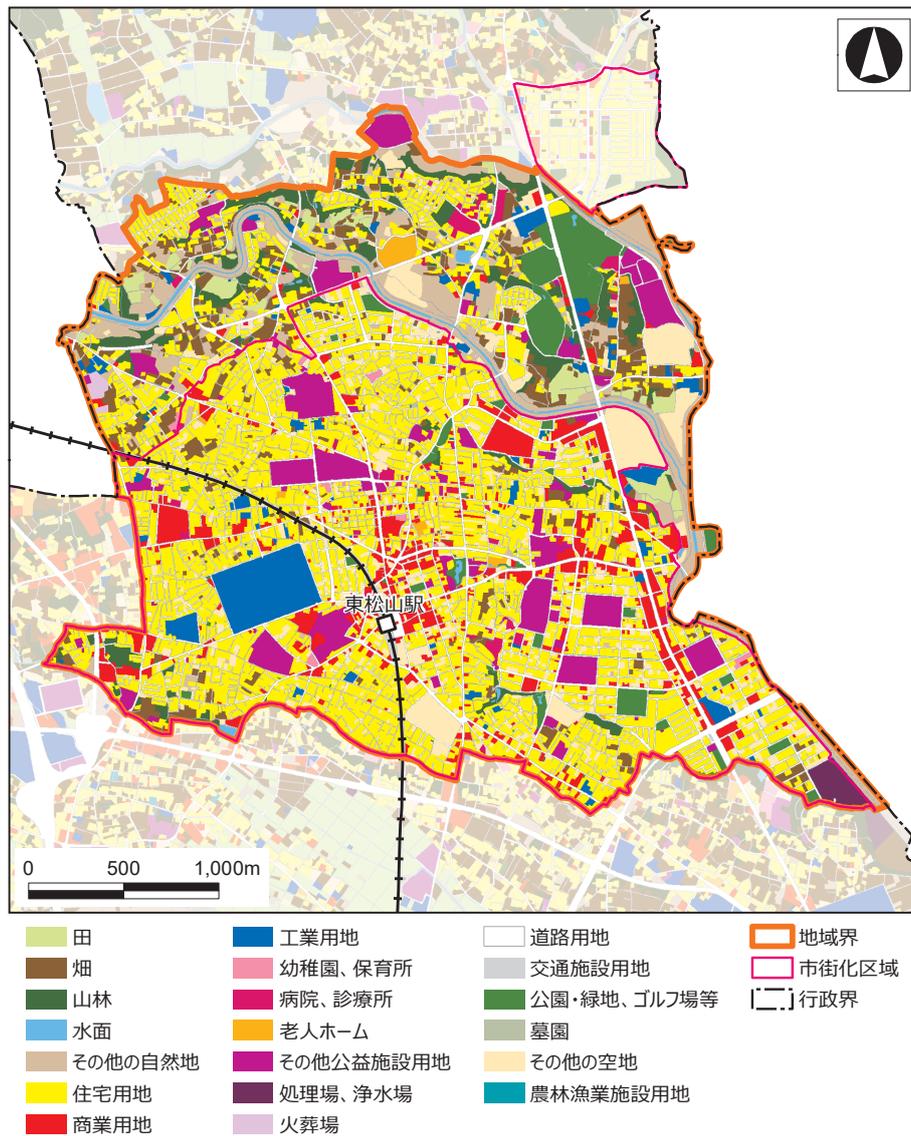
\*土地区画整理事業(P143)

2) 土地利用

- 商業用地や住宅用地などの都市的土地利用が約 8 割を占めています。
- 東松山駅や一般国道 407 号などの幹線道路周辺に商業施設が集積しており、その周辺に住宅地が形成されています。
- 地域北部の河川沿いなどに農地や山林が広がっています。

図 32 土地利用現況 (平成 28 年 3 月末)

【資料】 都市計画基礎調査



3) 地域概況

図 33 地域概況図

**< 道路 >**

- 市街化区域内では、東松山駅を中心に放射状の幹線道路ネットワークを形成しています。
- 市街化区域の外側では、地域の東側を一般国道 407 号、北側を都市計画道路市の川通線などの幹線道路が通っています。
- 松葉町・松山町の一部では、歩行者や自転車の安全を確保するため「ゾーン 30」に取り組んでいます。

**< 公共交通 >**

- 地域中央付近に東武東上線東松山駅があります。
- 東松山駅を中心に、路線バス及び市内循環バスによる放射状のバスネットワークを形成しています。
- バスを補完するものとして、デマンドタクシーを運行しています。

**< 居住環境 >**

- 東松山駅周辺には、市役所をはじめとする各種行政施設や商業施設などが集積しています。
- 地域北部には、市民病院や総合福祉エリアが集積しており、市の保健・医療・福祉拠点を形成しています。
- 主に地域の東側では、土地区画整理事業などにより整備された住宅地が形成されています。
- 主に地域の西側には、昔からの住宅地が広がっており、道路や下水道（汚水）の整備を進めています。
- 地域北部の市街化調整区域には、既存住宅団地や集落が分布しています。



**< 自然環境 >**

- 地域北部の市野川沿いには、河川と一体となった緑地空間が形成されています。
- 地域北部には、スポーツ・レクリエーション拠点である岩鼻運動公園があります。

**< 景観 >**

- 都市的な景観を象徴する東松山駅舎をはじめ、上沼公園などの自然的景観資源や箭弓稲荷神社などの文化的景観資源があります。



行政界	鉄道	<土地区画整理事業> 完了	既存住宅団地	文化・歴史的景観資源
地域界	路線バス	事業中	主な公園・緑地	主な公共施設
市街化区域	市内循環バス	計画決定	河川	小学校・中学校・高等学校
主な一般道路				

\*ゾーン30(P141)

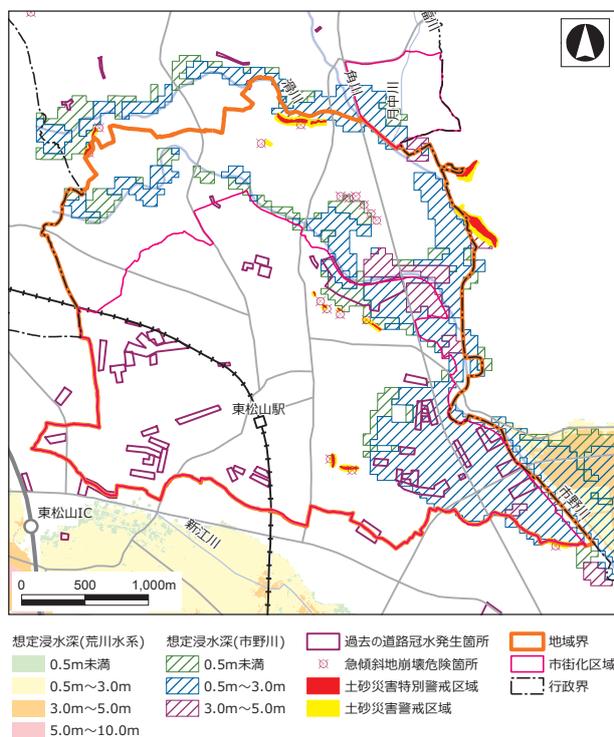
総論 第1章  
 現状と課題 第2章  
 まちづくりの基本方針 第3章  
 分野別方針 第4章  
 地域別方針 第5章  
 まちづくりの推進に向けて 第6章  
 資料編

#### 4) 防災

- 地域北部から東部にかけての市野川や滑川沿いでは、大雨に伴う洪水により、一部エリアで浸水が想定されています。
- 市街化区域\*内を含めて、土砂災害の危険性がある場所が一部存在しています。
- 住宅などが多く集積しているとともに、幹線道路の一部が未整備であることなどから、火災発生時における被害の拡大が懸念されます。

図 34 災害ハザード状況（水害、土砂災害）

【資料】 東松山市資料、埼玉県資料等を基に作成



#### 5) 市民意識[市の印象や重点取組事項] ～平成28年度市民意識調査より～

- 自然環境や買物など日常生活の利便性に対する評価が高くなっています。
- 生活基盤に関係する分野において重点的に取り組むべきものとしては、「安全で快適な道路の整備と維持管理」、「交通・防犯対策の推進」、「防災・減災の取組」などが上位に挙がっています。

#### 6) 地域の課題

- 東松山駅周辺では、まちの核としての役割を将来にわたり担っていくため、都市機能\*の集積や人口密度の維持を図り、便利な暮らしとにぎわいを兼ね備えた市街地の維持・形成に取り組むことが求められます。
- 地域内の円滑な移動を実現するとともに、災害に強い市街地を形成するため、未整備となっている都市計画道路\*の早期整備が求められます。
- 道路や下水道などの基盤整備が必要な住宅地や、基盤整備から年月が経過した住宅地では、地区ごとの状況を踏まえながら、居住環境の整備・改善を進めることが求められます。
- 安心・安全な暮らしを保つため、災害に備えたまちづくりの推進が求められます。

\*市街化区域(P139) \*都市機能(P142) \*都市計画道路(P142)

## (2) 地域の取組方針

地域の課題を踏まえた上で、第五次東松山市総合計画で掲げる松山地区の将来像『市の玄関口にふさわしい 活気とにぎわいにあふれるまち』の実現を生活基盤の分野から後押しするため、本地域の取組方針を次のように定めます。

### 1) 土地利用

#### ①市街化区域（東松山駅周辺）

1-1-1	東松山駅周辺では、日常生活に必要な施設の維持や誘導を図るための基本計画（立地適正化計画*）に基づき、施設の集積を図ります。また、地元商店会や商工会と連携し、中心市街地の活性化に向けた事業を展開します。
1-1-2	東松山駅東口周辺の未利用地や十分な活用が図られていない土地の有効活用を促します。
1-1-3	東松山駅西口周辺は、箭弓稲荷神社との調和を図りながら、都市計画道路*の整備に合わせて利便性の高い駅前空間を形成します。

#### ②市街化区域（住宅地）

1-1-4	土地区画整理事業*などによる基盤整備から年月が経過し、人口が減少しつつある住宅地では、住宅地のにぎわいの維持に向けて、土地・建物の有効活用の促進を図ります。
1-1-5	生活道路*や下水道などの整備・改善が求められる住宅地では、都市基盤*の整備を目的とした地区計画制度*なども活用しながら基盤整備を進め、土地・建物の有効活用の促進を図ります。また、土地区画整理事業*が進んでいない区域については、事業の見直しを検討します。
1-1-6	神明町や若松町周辺の準工業地域*は、住宅地としての土地利用が多い現状を踏まえ、用途地域*の見直しを検討します。
1-1-7	神明町二丁目の大規模工場跡地については、市民生活や経済活動を支える土地利用を促します。

#### ③市街化調整区域

1-1-8	開発許可制度*に基づき一定の条件の下で住宅などの建築を許容する制度は、運用を厳しくすることを視野に入れて見直しを行い、無秩序な宅地化を抑制します。
-------	---

\*立地適正化計画(P144) \*都市計画道路(P142) \*土地区画整理事業(P143) \*生活道路(P140) \*都市基盤(P142)  
\*地区計画制度(P141) \*準工業地域(P140) \*用途地域(P144) \*開発許可制度(P138)

④産業誘導

1-1-9	藤曲産業団地付近や市ノ川地区では、周辺環境との調和や水害などの災害を考慮した上で、産業の立地を誘導します。
-------	---

2)道路

①幹線道路

1-2-1	広域的な移動を支える幹線道路（＝広域連携道路）で暫定供用となっている路線は、関係機関へ整備の働きかけを行います。
1-2-2	市内外の移動を支える幹線道路（＝地域連携道路）や市街地内の円滑な移動に資する幹線道路（＝市街地形成道路）で暫定供用又は未供用となっている路線は、無電柱化*や自転車道・自転車指導レーン*の設置を検討しながら、現在着手済みの路線を中心に順次整備を進めます。
1-2-3	都市計画道路*で未着手の路線は、必要性の検証や計画の見直しを行います。

②生活道路

1-2-4	適切な幅員の確保や交通規制の活用により、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
1-2-5	広範囲にわたり生活道路*の一体的な拡幅整備が求められる市街化区域*内の住宅地では、都市基盤*の整備を目的とした地区計画制度*の活用を検討します。
1-2-6	歩道のバリアフリー*化などの安全対策に取り組み、歩行者が安心して歩ける空間の形成を図ります。

3)公共交通

1-3-1	東松山駅と市内外をつなぐ路線バスについては、交通事業者と連携し、運行の維持・充実を図ります。
1-3-2	住宅市街地で路線バスが通っていないエリアについては、住民の利用ニーズを踏まえながら、交通事業者へ運行の働きかけを行います。
1-3-3	交通結節点*である東松山駅周辺では、都市計画道路*の整備や道路のバリアフリー*化など道路環境の改善を進めます。
1-3-4	東松山駅西口駅前広場は、周辺の都市計画道路*の進捗に合わせて整備を進めます。

\*無電柱化(P144) \*自転車指導レーン(P140) \*都市計画道路(P142) \*生活道路(P140) \*市街化区域(P139) \*都市基盤(P142)  
\*地区計画制度(P141) \*バリアフリー(P143) \*交通結節点(P139)

## 4) 自然環境

1-4-1	岩鼻運動公園は、健康増進やレクリエーション活動の拠点として、施設の維持や機能の充実を図ります。
1-4-2	付近に公園が無い場所では、住民のニーズや必要性を踏まえて、公園の整備を検討します。また、公園を補完するものとして、地域住民の主体的な維持管理による広場の整備に取り組みます。
1-4-3	市街地縁辺部に残る斜面樹林や箭弓稲荷神社周辺の樹林地は、特別緑地保全地区制度*や風致地区*などを活用し保全を図ります。
1-4-4	住宅地や工場では、垣又はさくの構造などを定める地区計画制度*を活用し、敷地内の植栽の維持・確保を図ります。
1-4-5	街路樹は、市街地に潤いをもたらすみどりとして、適切な整備と維持管理を行います。
1-4-6	市野川の未改修区間については、環境や動植物に配慮した改修整備に向けて、関係機関へ働きかけを行います。

## 5) 居住環境

1-5-1	土地区画整理事業*による基盤整備が行われた住宅地では、道路や公園などの施設の老朽化に対応しながら、地区計画制度*を活用して良質な居住環境の維持を図ります。
1-5-2	市街化区域*内の住宅地や既存住宅団地*では、敷地面積の最低限度などを定める地区計画制度*の活用を検討しながら、ゆとりある居住空間の形成を図ります。
1-5-3	下水道は、道路の整備などと連携しながら、順次整備を進めます。また、社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行います。
1-5-4	市街化調整区域*では、合併処理浄化槽*の普及を促進し、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。

## 6) 防災

## ① 地震・火災

1-6-1	東松山駅周辺や住宅が密集する場所では、防火地域*や準防火地域*の指定を進め、建物の不燃化を図ります。
1-6-2	東松山駅周辺では、道路の無電柱化*を進め、避難路の安全性の向上を図ります。

\*特別緑地保全地区制度(P142) \*風致地区(P143) \*地区計画制度(P141) \*土地区画整理事業(P143) \*市街化区域(P139) \*既存住宅団地(P139)  
\*市街化調整区域(P139) \*合併処理浄化槽(P139) \*防火地域(P143) \*準防火地域(P140) \*無電柱化(P144)

1-6-3	市街地を通る都市計画道路*の整備を進め、火災発生時の延焼を遮断する空間形成を図ります。
1-6-4	建物が密集している住宅地では、迅速な避難行動を可能にするため、道路の幅幅や広場の確保を進めます。
1-6-5	災害時の一時集合場所や地域の防災活動拠点になる公園では、太陽光発電による照明灯を設置するなど、防災面での機能充実を図ります。

②水害・土砂災害

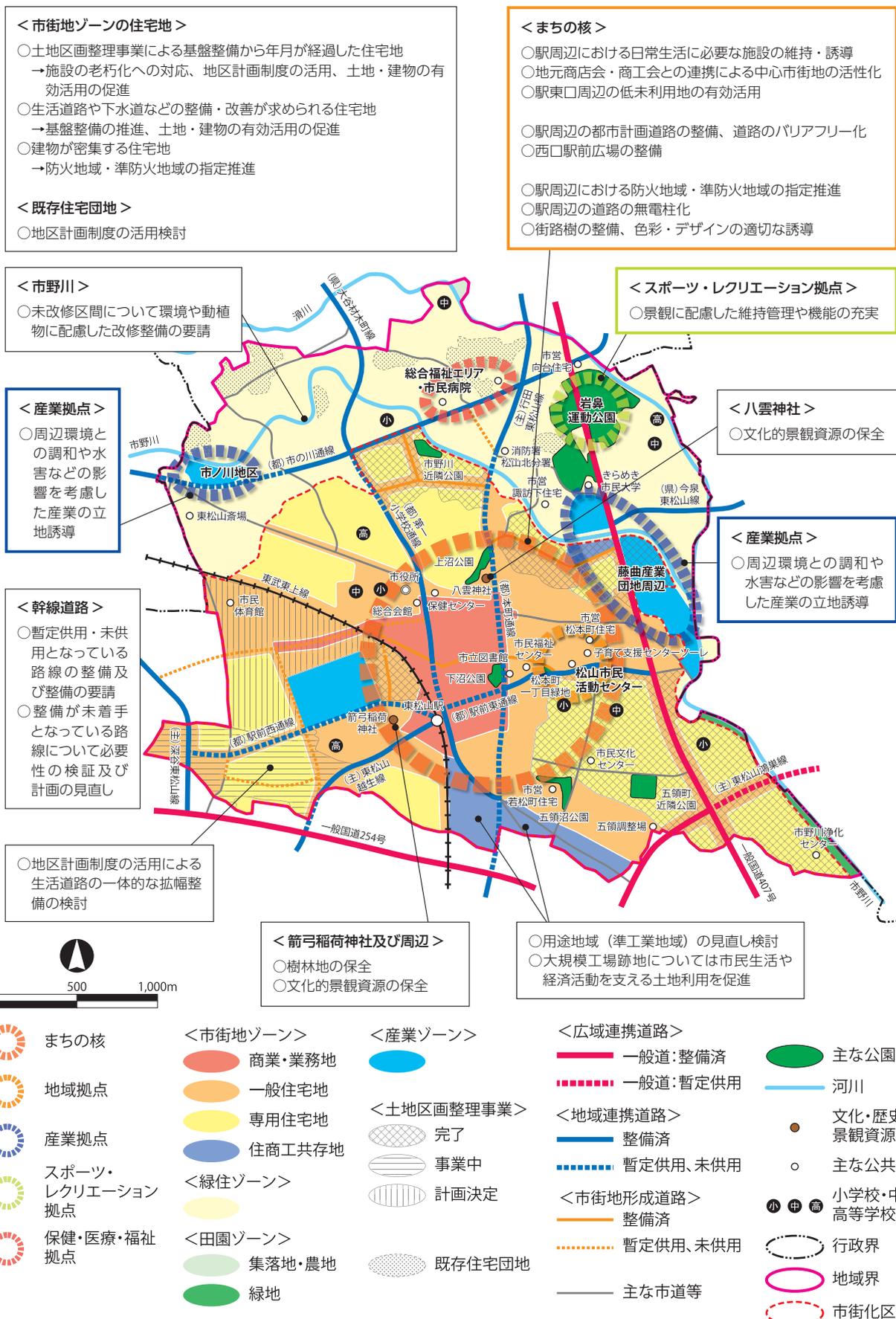
1-6-6	市野川の未改修区間については、洪水を未然に防止するため、関係機関へ整備の働きかけを行います。
1-6-7	道路冠水などの内水被害*が発生する市街化区域*内の住宅地では、末流の河川整備と調整を図りながら、道路側溝、雨水排水管、貯留浸透施設等の整備や、既存排水施設の更新・改良を進めます。
1-6-8	水害や土砂災害の危険性が高い場所では、新たな宅地造成の抑制などにより、被害の未然防止を図ります。

7) 景観

1-7-1	東松山駅周辺では、道路の無電柱化*や街路樹の整備、色彩・デザインの適切な誘導を行い、魅力あるまちなか景観の形成を図ります。
1-7-2	市街化区域*内の住宅地では、地区計画制度*や地域住民との管理協定などを活用し、ゆとりある住宅地景観の維持・形成を図ります。
1-7-3	岩鼻運動公園、上沼公園、下沼公園、松本町一丁目緑地など水とみどりを生かした公園・緑地では、みどりにふれあえる身近な憩いの場として、景観と調和した維持管理を行います。
1-7-4	箭弓稲荷神社及びその周辺のみどりや八雲神社は、歴史の面影を感じることができる貴重な景観資源として保全を図ります。
1-7-5	地域住民との協働により展開されている花いっぱい運動を今後も継続し、花とみどりに彩られた地域を形成します。

\*都市計画道路(P142) \*内水被害(P143) \*市街化区域(P139) \*無電柱化(P144) \*地区計画制度(P141)

図 35 松山地域取組方針図



## 2. 大岡地域

- 本地域は市の北部に位置しています。丘陵地のみどりや河川沿いに広がる水田など、豊かな自然に恵まれた地域です。
- 地域内には一般国道 407 号などの幹線道路が通っており、その付近には道路など一定の基盤整備が行われた住宅団地が点在しています。
- 地域内には、東松山ぼたん園、農林公園といった市を代表するレクリエーション施設や、国指定文化財である大谷瓦窯跡があります。

### (1) 地域の現状と課題

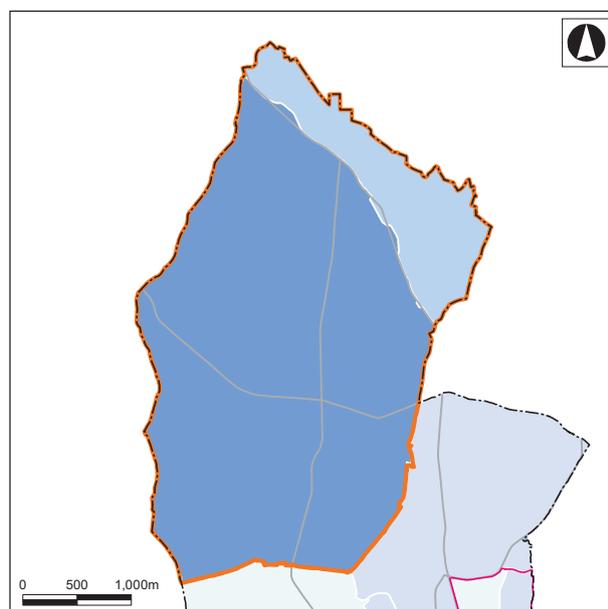
#### 1) 人口

- 地域内の人口は約 4 千人で、近年は減少傾向にあります。
- 平成 27 年の高齢化率は約 34%で、全市平均 (25.4%) を大きく上回っています。



図 36 町丁字別人口増減数 (平成 25 年～平成 30 年)

【資料】住民基本台帳(各年 4月 1日)



人口増減数(平成25年～平成30年)

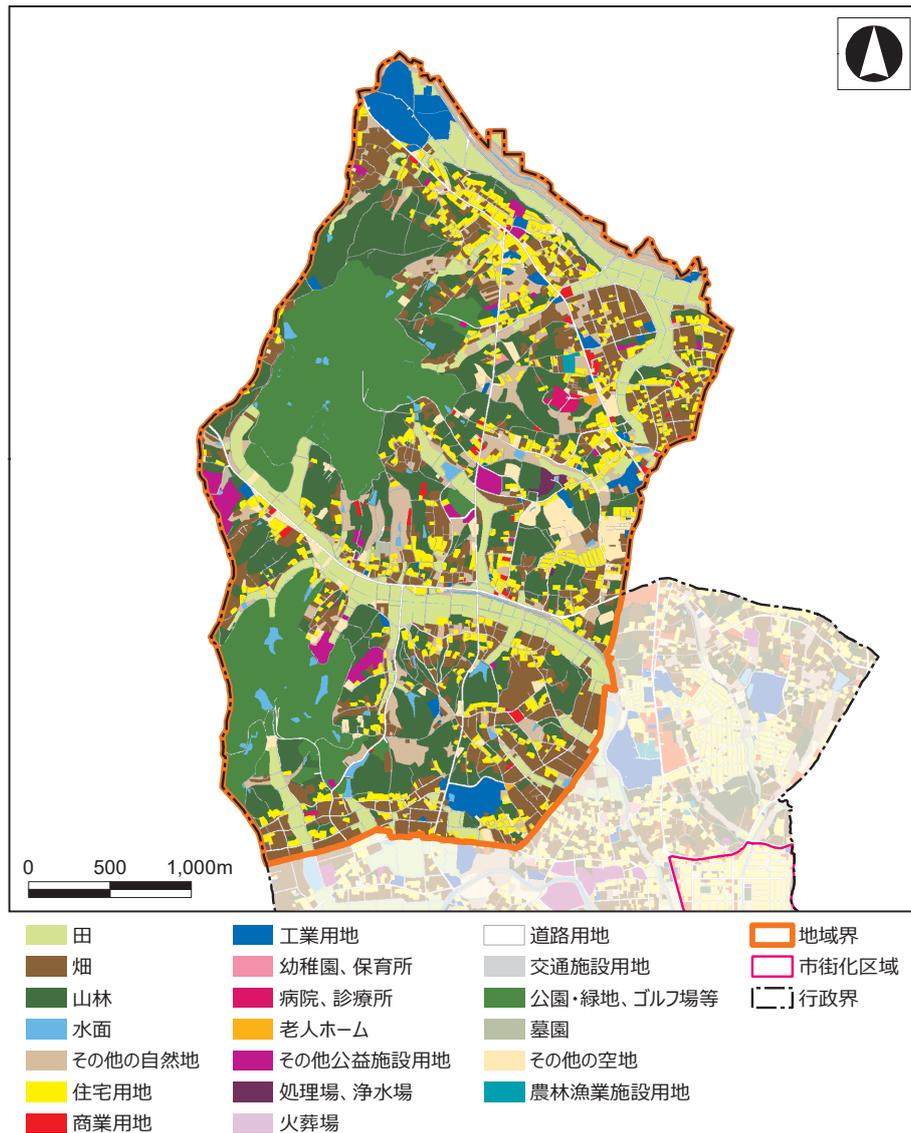


## 2) 土地利用

- 農地や山林などの自然的土地利用が約 6 割を占めています。
- 一般国道 407 号などの幹線道路沿いに住宅地が形成されています。
- 地域西部の丘陵地にはゴルフ場、地域北部や中部を流れる河川沿いには水田が広がっています。

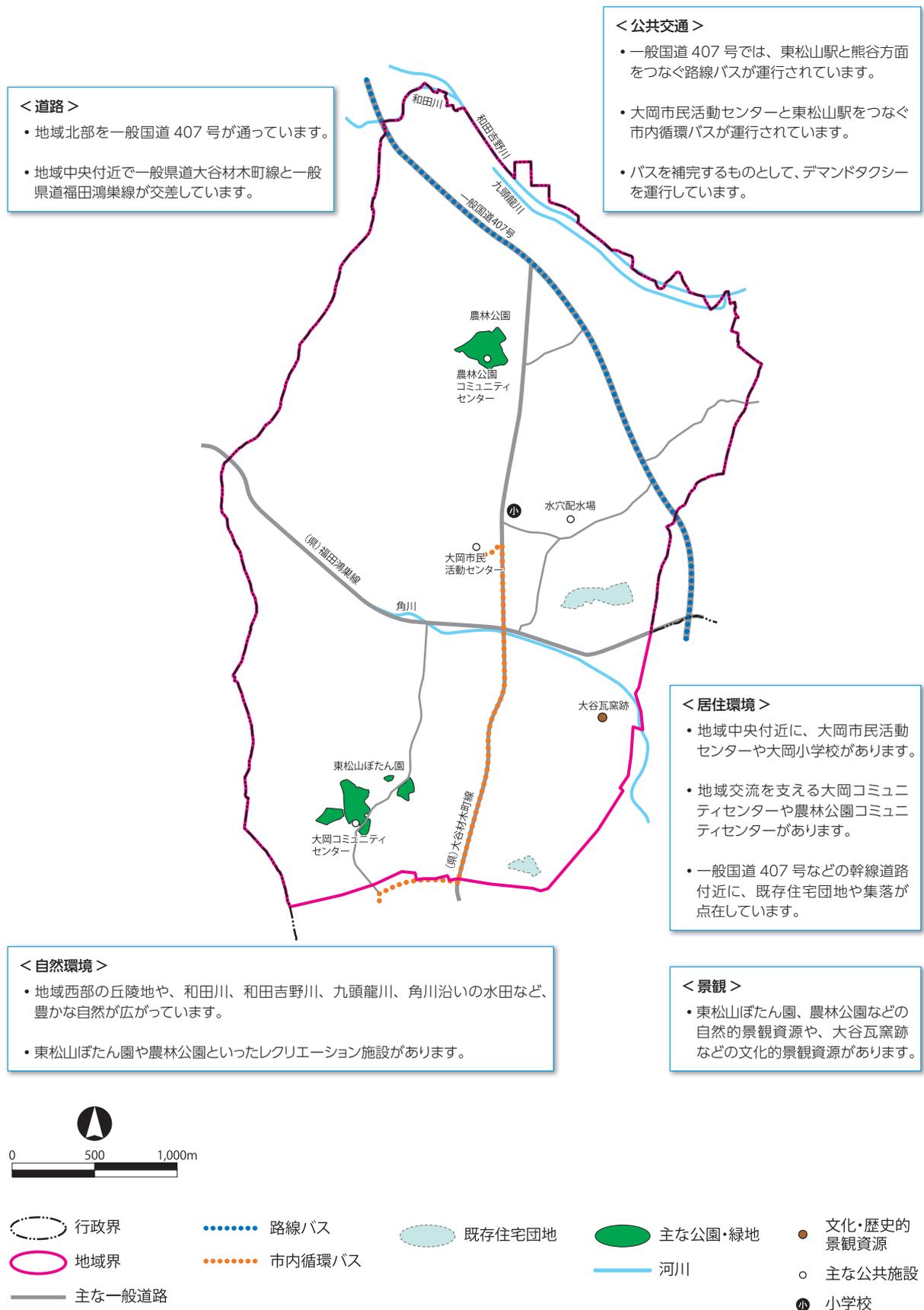
図 37 土地利用現況 (平成 28 年 3 月末)

【資料】都市計画基礎調査



3) 地域概況

図 38 地域概況図

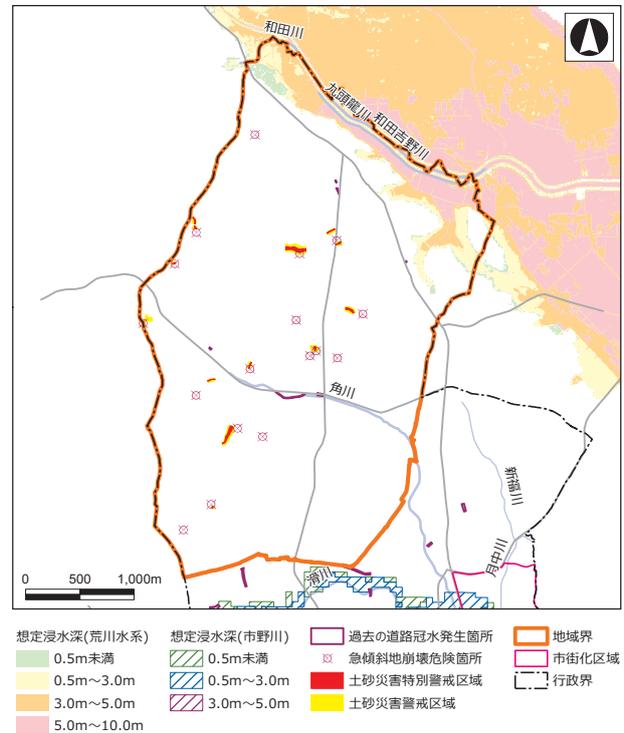


#### 4) 防災

- 地域北部の和田川、和田吉野川及び九頭龍川沿いでは、大雨に伴う洪水により、一部エリアで浸水が想定されています。また、地域中央を流れる角川沿いも洪水の危険性があります。
- 地域中部から西部にかけての丘陵地では、土砂災害の危険性がある場所が点在しています。

図 39 災害ハザード状況（水害、土砂災害）

【資料】東松山市資料、埼玉県資料等を基に作成



#### 5) 市民意識[市の印象や重点取組事項] ～平成28年度市民意識調査より～

- 自然環境への評価が高い一方で、交通利便性、買物など日常生活の利便性、道路・公園などの基盤整備については評価が低くなっています。
- 生活基盤に係る分野において重点的に取り組むべきものとしては、「安全で快適な道路の整備と維持管理」、「交通・防犯対策の推進」、「防災・減災の取組」などが上位に挙がっています。

#### 6) 地域の課題

- 人口減少と高齢化が進む中、今後も地域の活力を維持していくためには、公共交通の利便性向上や居住環境の改善に取り組み、暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。
- 豊かな自然環境を引き続き守っていくとともに、地域の活性化に向けて、それらを有効に活用した取組を進めることが求められます。

## (2)地域の取組方針

地域の課題を踏まえた上で、第五次東松山市総合計画で掲げる大岡地区の将来像『四季を感じて楽しめる 人と自然が調和するまち』の実現を生活基盤の分野から後押しするため、本地域の取組方針を次のように定めます。

### 1)土地利用

2-1-1	農業生産基盤の適切な維持管理や、新たな担い手への農地の集約化などの遊休農地対策を通じて、優良な農地としての土地利用を図ります。
2-1-2	農林公園では、公園内における農産物加工施設や直売施設の立地を踏まえて、農業振興に資する土地利用を積極的に進めます。
2-1-3	開発許可制度*に基づき一定の条件の下で住宅などの建築を許容する制度は、適用範囲の段階的な縮小を進め、無秩序な宅地化を抑制します。
2-1-4	地域拠点である大岡市民活動センター周辺では、商店など日常生活に必要な施設の立地に向けて制度を検討します。

### 2)道路

2-2-1	一般県道青山熊谷線の早期整備に向けて、関係機関へ働きかけを行います。
2-2-2	生活道路*については、適切な幅員の確保や待避所*の設置などに取り組み、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
2-2-3	通学路を中心に防犯灯の設置や車両のスピード抑制などの安全対策に取り組み、歩行者が安心して歩ける空間の形成を図ります。

### 3)公共交通

2-3-1	東松山駅と熊谷方面をつなぐ路線バスについては、交通事業者と連携し、運行の維持・充実を図ります。
2-3-2	バスと自転車の円滑な乗り継ぎを図るため、バス停付近への駐輪場の設置を検討します。

\*開発許可制度(P138) \*生活道路(P140) \*待避所(P141)

## 4) 自然環境

2-4-1	東松山ぼたん園や農林公園は、観光やレクリエーション活動の拠点として、施設の維持や機能の充実を図ります。
2-4-2	新屋敷ホテルの里、東谷ホテルの里などのホテル生息地では、地域住民との協働により湿地周辺の適切な維持管理や整備を進め、良好な自然環境の保全を図ります。
2-4-3	和田川、和田吉野川、九頭龍川及び角川沿いに広がる水田などの農地は、貴重な自然空間として保全を図ります。
2-4-4	角川の未改修区間については、環境や動植物に配慮した改修整備に向けて、関係機関へ働きかけを行います。
2-4-5	地域内に点在するため池は、農業振興と連携しながら適切な保全と安全対策を図るとともに、地域住民との協働による維持管理体制の構築に取り組みます。

## 5) 居住環境

2-5-1	既存住宅団地*では、敷地面積の最低限度などを定める地区計画制度*の活用を検討しながら、ゆとりある居住空間の形成を図ります。
2-5-2	合併処理浄化槽*の普及を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ります。
2-5-3	地域拠点である大岡市民活動センター及びその周辺では、日常生活に求められる機能の維持・確保と東松山駅周辺へのアクセスの充実に取り組み、利便性の向上を図ります。

## 6) 防災

2-6-1	角川の未改修区間については、洪水を未然に防止するため、関係機関へ整備の働きかけを行います。
2-6-2	水害や土砂災害の危険性が高い場所では、新たな宅地造成の抑制などにより、被害の未然防止を図ります。

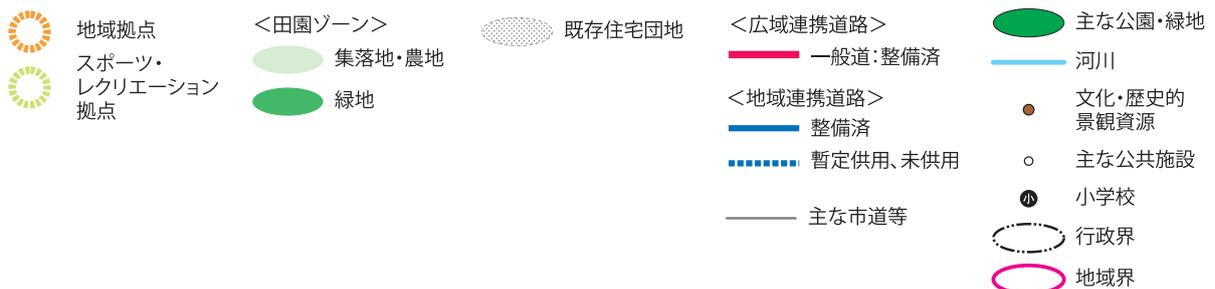
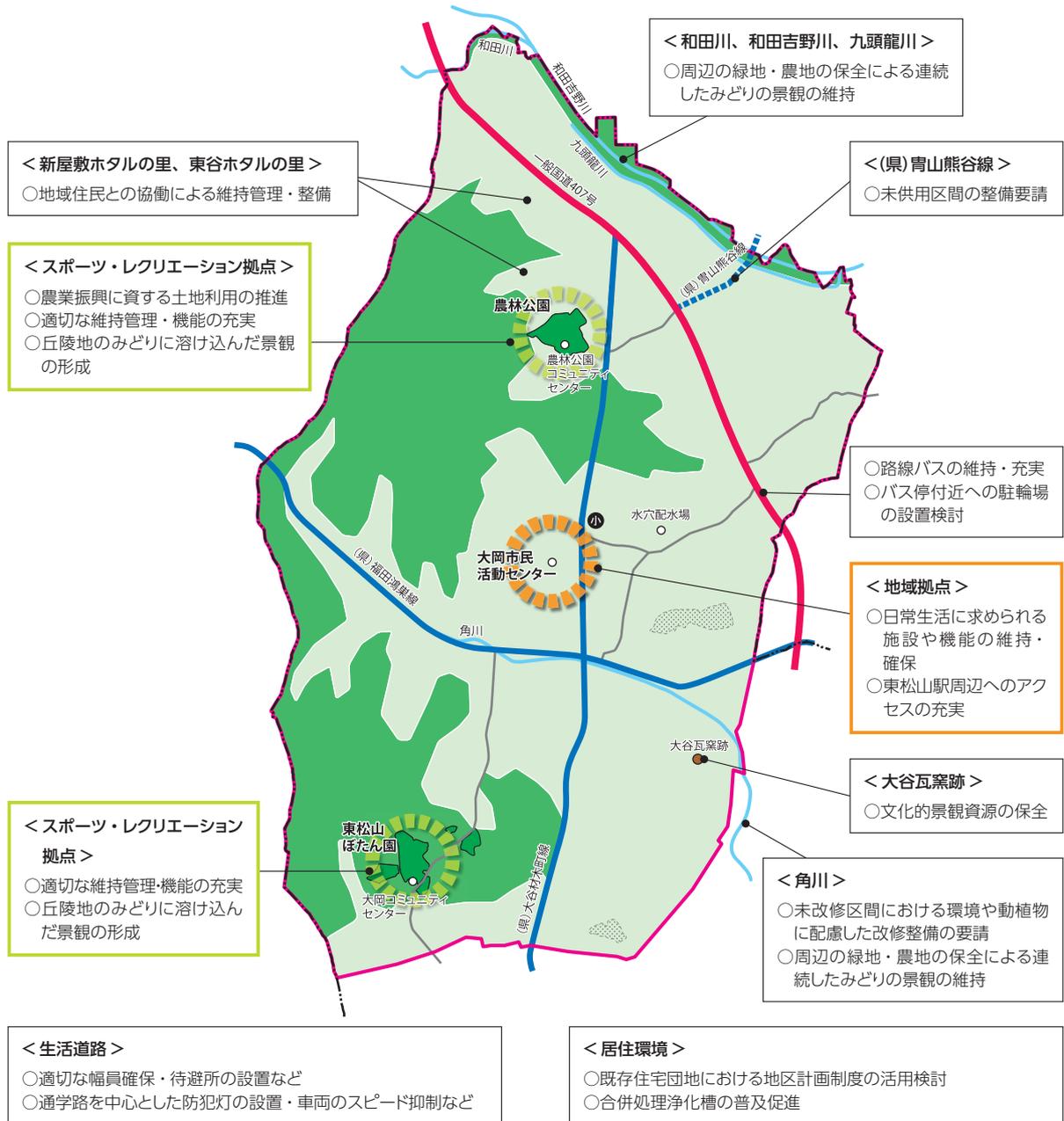
\*既存住宅団地(P139) \*地区計画制度(P141) \*合併処理浄化槽(P139)

7) 景観

2-7-1	耕作放棄地*の新たな担い手へのあっせんなど農地の保全と活用を促進する取組を通じて、田園景観の維持を図ります。
2-7-2	和田川、和田吉野川、九頭龍川及び角川は、周辺の緑地や農地と連続したみどりの景観を形成しているため、今後も河川周辺の適切な土地利用を継続し、景観の維持を図ります。
2-7-3	地域内に点在する谷津田*は、里山の景観を残す貴重な地域資源として保全を図ります。
2-7-4	東松山ぼたん園や農林公園では、丘陵地のみどりに溶け込んだ景観の形成を図ります。
2-7-5	大谷瓦窯跡は、歴史の面影を感じることができる貴重な景観資源として保全を図ります。
2-7-6	風車の見える丘の整備をはじめ、地域住民との協働により展開されている花いっぱい運動を今後も継続し、花とみどりに彩られた地域を形成します。

\*耕作放棄地(P139) \*谷津田(P144)

図 40 大岡地域取組方針図



### 3. 唐子地域

- 本地域は市の西部に位置しています。都幾川の北側には住宅地や畑、南側には水田や丘陵地が広がっています。
- 東松山インターチェンジ周辺、坂東山地区及び一般国道 254 号沿道の新郷地区には、良好な交通アクセスを生かして工場や物流施設が集積しています。
- 地域内には、くらかげ清流の郷、化石と自然の体験館など豊かな自然を生かしたレクリエーション施設や、浄空院、青鳥城跡などの文化財があります。本地域の豊かな自然は、三大児童文学のひとつ「天の園\*」の舞台として描かれています。



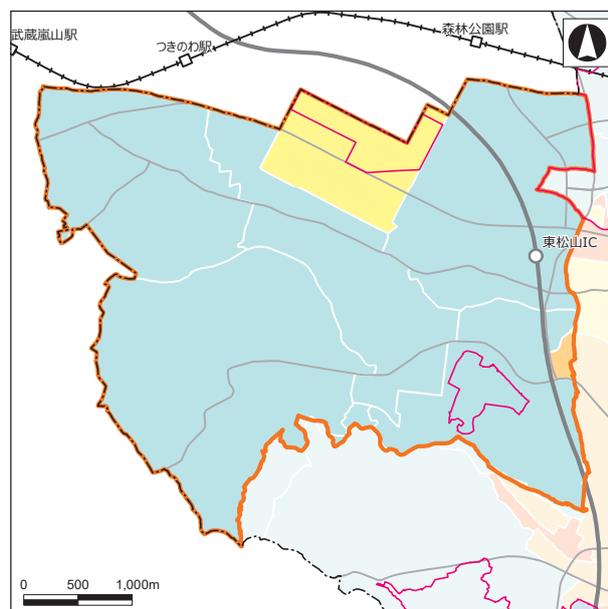
#### (1) 地域の現状と課題

##### 1) 人口

- 地域内の人口は約 9 千人で、近年は概ね横ばい傾向にあります。
- 平成 27 年の高齢化率は約 29%で、全市平均 (25.4%) を上回っています。

図 41 町丁字別人口増減数 (平成 25 年～平成 30 年)

【資料】 住民基本台帳(各年 4月 1日)



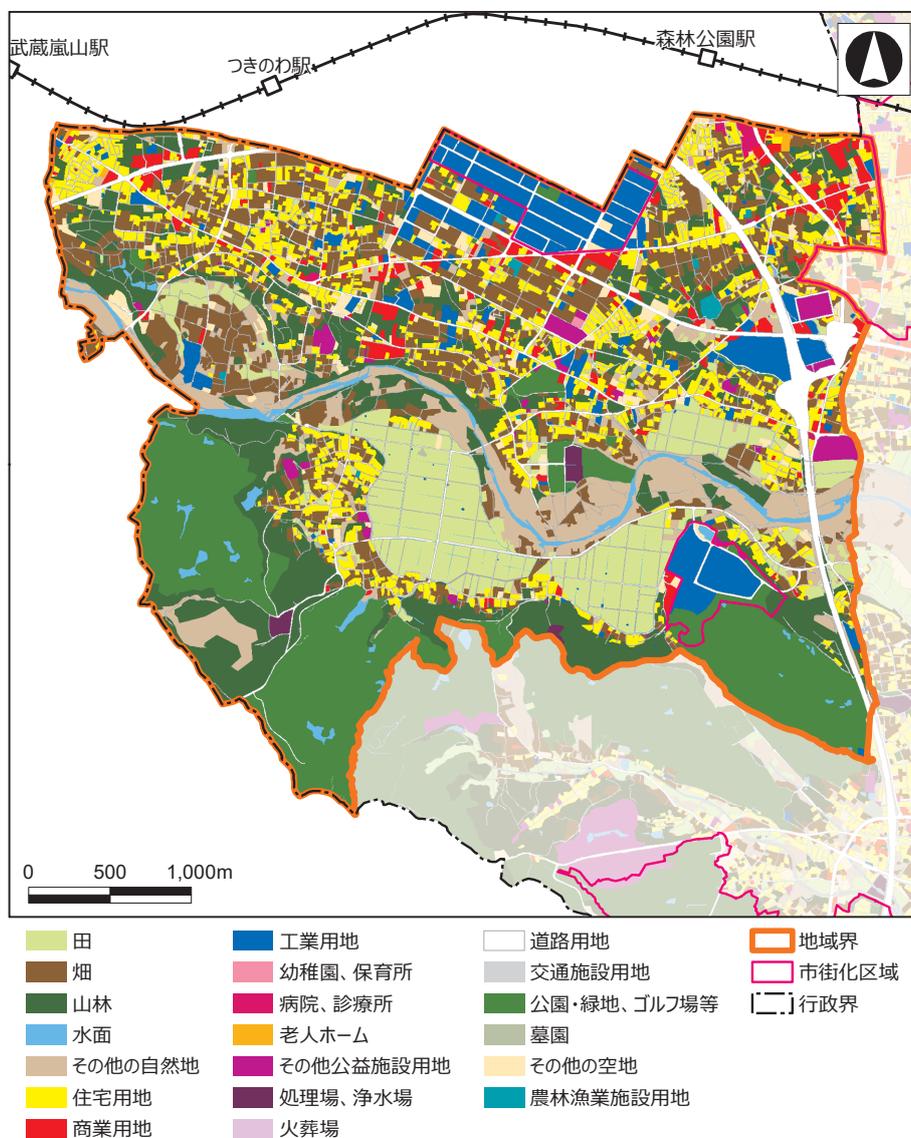
\*天の園(P142)

## 2) 土地利用

- 商業用地や住宅用地などの都市的土地利用と農地や山林などの自然的土地利用が概ね半々となっています。
- 関越自動車道東松山インターチェンジ周辺や一般国道 254 号沿いに、商業地、住宅地、工業地が形成されています。
- 都幾川の南側には、水田、山林、ゴルフ場などが広がっており、水田と丘陵地の間には集落が形成されています。

図 42 土地利用現況 (平成 28 年 3 月末)

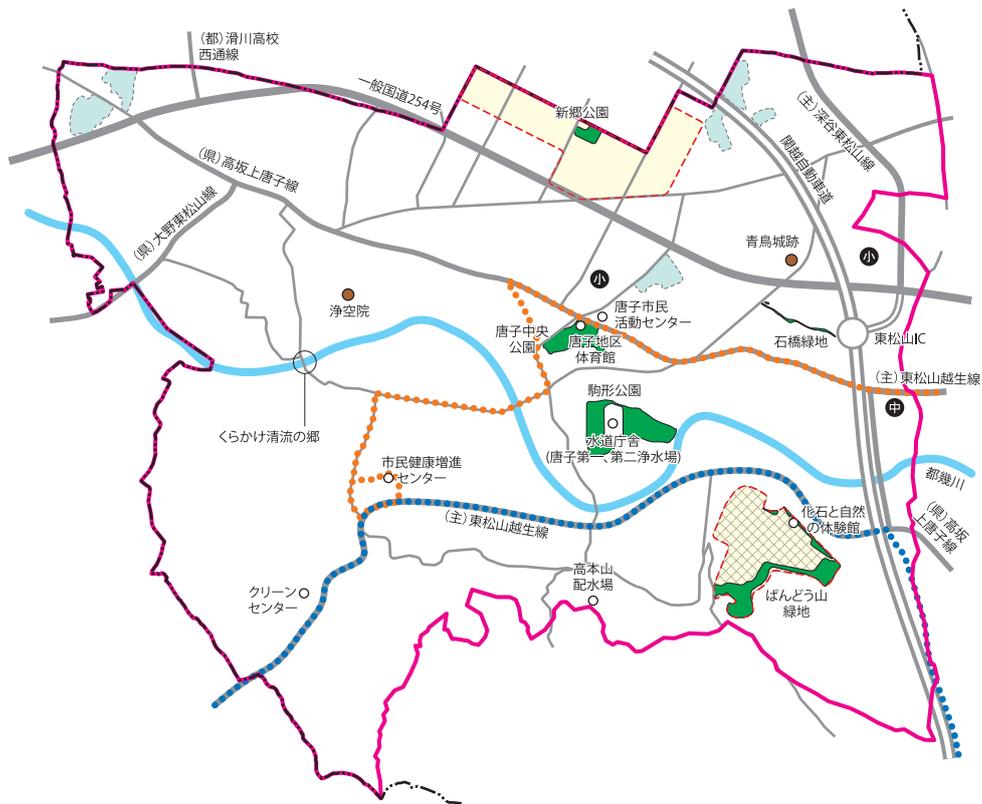
【資料】 都市計画基礎調査



3) 地域概況

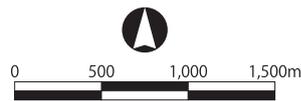
図 43 地域概況図

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>&lt; 道路 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関越自動車道東松山インターチェンジが地域東部に位置し、これと接続する一般国道 254 号が東西方向に通っています。</li> <li>国道と並行して、主要地方道東松山越生線、一般県道高坂上唐子線、一般県道大野東松山線が通っており、本地域と周辺地域をつないでいます。</li> </ul> | <p>&lt; 公共交通 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>唐子市民活動センターや市民健康増進センターと東松山駅をつなぐ市内循環バスが運行されています。</li> <li>高坂駅と鳩山町をつなぐ鳩山町営バスが地域南部を通過しています。</li> <li>バスを補完するものとして、デマンドタクシーを運行しています。</li> </ul> | <p>&lt; 居住環境 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域中央付近に唐子市民活動センターがあり、その周辺に地区体育館、小学校などがあります。</li> <li>地域西部には、クリーンセンターや市民健康増進センターがあります。</li> <li>一般国道 254 号などの幹線道路付近に既存住宅団地や集落が点在しています。</li> </ul> |
|--|---|---|



- < 自然環境 >
- 都幾川沿いに広がる水田や地域南部の丘陵地など、豊かな自然が広がっています。
  - スポーツ・レクリエーション拠点であるくらかげ清流の郷、化石と自然の体験館・ばんどう山緑地、唐子中央公園・駒形公園があります。

- < 景観 >
- 鞍掛橋周辺などの自然的景観資源や、浄空院、青鳥城跡などの文化的景観資源があります。



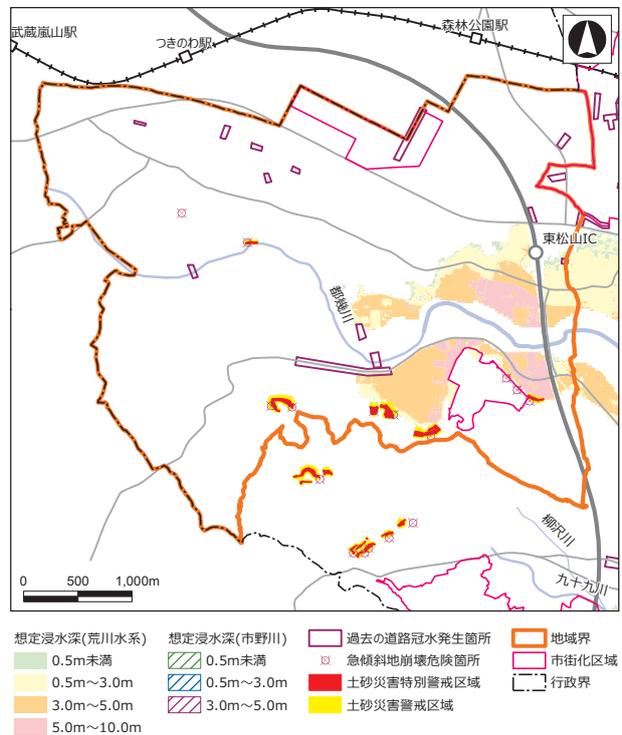
- |           |             |              |           |              |
|-----------|-------------|--------------|-----------|--------------|
| ○ 行政界     | ●●●● 路線バス   | < 土地区画整理事業 > | ● 既存住宅団地  | ● 文化・歴史的景観資源 |
| ○ 地域界     | ●●●● 市内循環バス | ■ 完了         | ● 主な公園・緑地 | ○ 主な公共施設     |
| ○ 市街化区域   |             |              | — 河川      | ● 小学校・中学校    |
| — 自動車専用道路 |             |              |           |              |
| — 主な一般道路  |             |              |           |              |

#### 4) 防災

- 都幾川沿いでは、大雨に伴う洪水により、一部エリアで浸水が想定されています。
- 地域南部には、土砂災害の危険性がある場所が一部存在しています。

図 44 災害ハザード状況（水害、土砂災害）

【資料】 東松山市資料、埼玉県資料等を基に作成



#### 5) 市民意識[市の印象や重点取組事項]～平成28年度市民意識調査より～

- 自然環境や買物など日常生活の利便性への評価が高い一方で、交通利便性や道路・公園などの基盤整備については評価が低くなっています。
- 生活基盤に係る分野において重点的に取り組むべきものとしては、「安全で快適な道路の整備と維持管理」、「河川・下水道の整備」、「計画的なまちづくりの推進」などが上位に挙がっています。

#### 6) 地域の課題

- 豊かな自然環境を保全しながら、適切な土地利用の誘導を図ることが求められます。
- 産業の集積に伴い、地域内を通過する車両の増加が懸念されることから、生活空間における交通安全対策が求められます。
- 人口減少が進んでいる地区がある中、今後も地域の活力を維持していくためには、公共交通の利便性向上や居住環境の改善に取り組み、暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。
- 都幾川などの豊かな自然環境を引き続き守っていくとともに、地域の活性化に向けて、それらを有効に活用した取組を進めることが求められます。

## (2)地域の取組方針

地域の課題を踏まえた上で、第五次東松山市総合計画で掲げる唐子地区の将来像『自然と産業が調和する中で 豊かな心が育まれるまち』の実現を生活基盤の分野から後押しするため、本地域の取組方針を次のように定めます。

### 1)土地利用

3-1-1	農業生産基盤の適切な維持管理や、新たな担い手への農地の集約化などの遊休農地対策を通じて、優良な農地としての土地利用を維持し、本地域で栽培が盛んな栗をはじめとする農業の活性化を図ります。
3-1-2	開発許可制度*に基づき一定の条件の下で住宅などの建築を許容する制度は、駅等の施設を考慮しながら、適用範囲の段階的な縮小や運用を厳しくすることを視野に入れて見直しを行い、無秩序な宅地化を抑制します。
3-1-3	地域拠点である唐子市民活動センター周辺では、商店など日常生活に必要な施設の立地に向けて制度を検討します。
3-1-4	東松山インターチェンジ周辺、東松山工業団地周辺及び上唐子地区では、周辺環境との調和や水害などの災害を考慮した上で、地区計画制度*などの活用により産業の立地を誘導します。

### 2)道路

3-2-1	生活道路*については、適切な幅員の確保や待避所*の設置などに取り組み、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
3-2-2	通学路を中心に防犯灯の設置や車両のスピード抑制などの安全対策に取り組み、歩行者が安心して歩ける空間の形成を図ります。

### 3)公共交通

3-3-1	路線バスが通らないエリアの交通利便性の向上を図るため、住民の利用ニーズを踏まえながら、市内循環バスを運行します。
-------	--

### 4)自然環境

3-4-1	唐子中央公園及び駒形公園は、健康増進やレクリエーション活動の拠点として、施設の維持や有効活用を図ります。
-------	--

\*開発許可制度(P138) \*地区計画制度(P141) \*生活道路(P140) \*待避所(P141)

3-4-2	上唐子ホタルの里などのホタル生息地では、地域住民との協働により引き続き湿地周辺の適切な維持管理や整備を進め、良好な自然環境の保全を図ります。
3-4-3	化石と自然の体験館・ばんどう山緑地周辺では、ウォーキングや自然観察などのレクリエーションが楽しめる環境づくりを進めます。
3-4-4	都幾川沿いに広がる水田などの農地は、貴重な自然空間として保全を図ります。
3-4-5	都幾川の未改修区間については、環境や動植物に配慮した改修整備に向けて、関係機関へ働きかけを行います。
3-4-6	都幾川の豊かな自然を活用したくらかけ清流の郷及びその周辺については、観光・レクリエーションの拠点として適切な維持管理を行います。

## 5) 居住環境

3-5-1	既存住宅団地*では、敷地面積の最低限度などを定める地区計画制度*の活用を検討しながら、ゆとりある居住空間の形成を図ります。
3-5-2	合併処理浄化槽*の普及を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ります。
3-5-3	地域拠点である唐子市民活動センター及びその周辺では、日常生活に求められる機能の維持・確保と、東松山駅周辺へのアクセスの充実に取り組み、利便性の向上を図ります。
3-5-4	ごみ焼却場（クリーンセンター）は、施設の適切な維持管理を行うとともに、広域連携による新たな処理体制への移行を進めます。

## 6) 防災

3-6-1	東松山工業団地など火災の危険性が高い場所については、防火地域*や準防火地域*の指定を進め、建物の不燃化を図ります。
3-6-2	災害時の一時集合場所や地域の防災活動拠点になる公園では、太陽光発電による照明灯を設置するなど、防災面での機能充実を図ります。
3-6-3	都幾川の未改修区間については、洪水を未然に防止するため、関係機関へ整備の働きかけを行います。
3-6-4	水害や土砂災害の危険性が高い場所では、新たな宅地造成の抑制などにより、被害の未然防止を図ります。

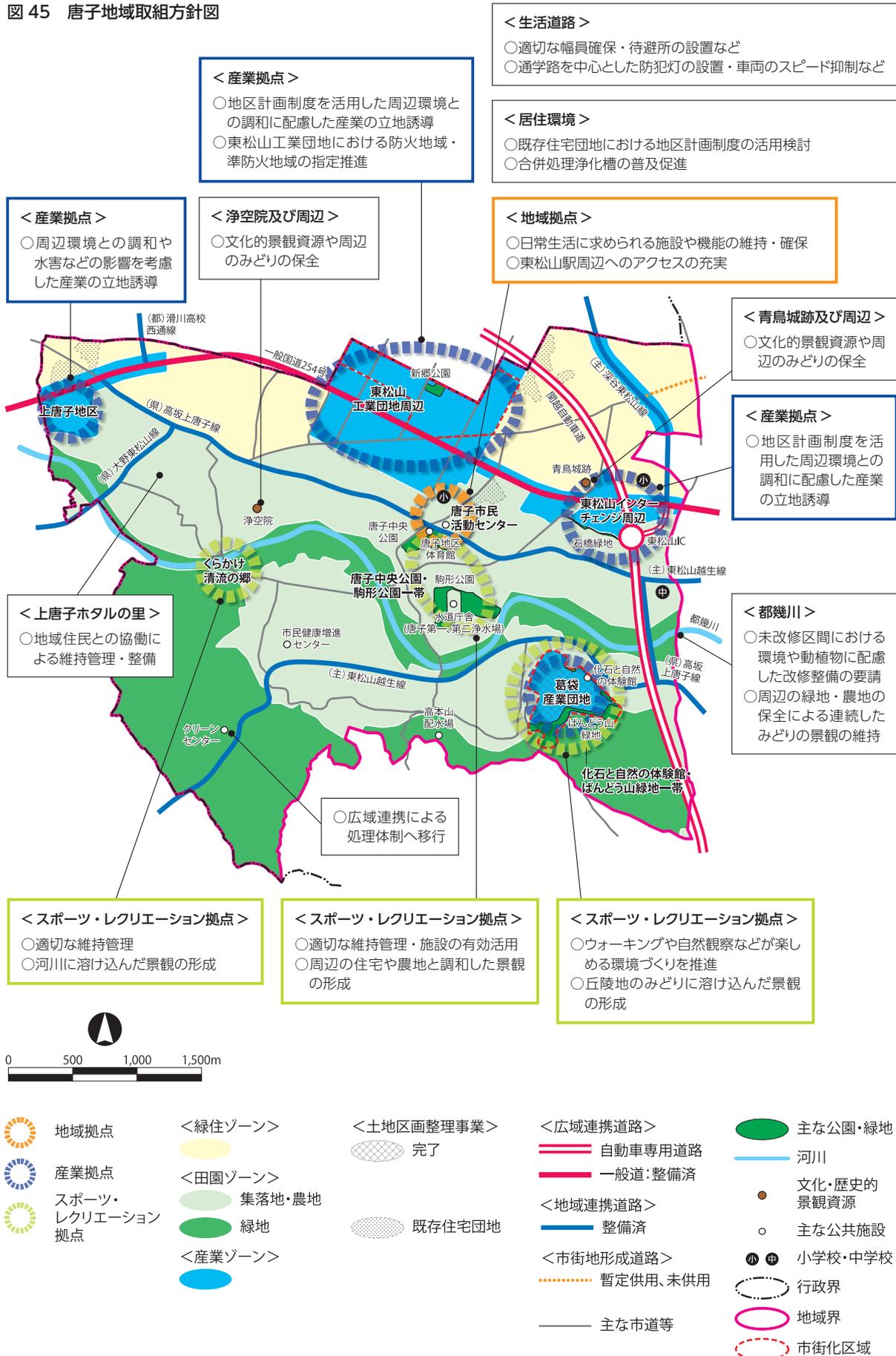
\*既存住宅団地(P139) \*地区計画制度(P141) \*合併処理浄化槽(P139) \*防火地域(P143) \*準防火地域(P140)

7) 景観

3-7-1	耕作放棄地*の新たな担い手へのあっせんなど農地の保全と活用を促進する取組を通じて、田園景観の維持を図ります。
3-7-2	都幾川は、周辺の緑地や農地と連続したみどりの景観を形成しているため、今後も河川周辺の適切な土地利用を継続し、景観の維持を図ります。
3-7-3	唐子中央公園や駒形公園などの規模の大きな公園は、周辺の住宅や農地と調和した景観の形成を図ります。また、化石と自然の体験館やくらかけ清流の郷一帯は、丘陵地のみどりや河川に溶け込んだ景観の形成を図ります。
3-7-4	青鳥城跡や浄空院及びその周辺のみどりは、文化や歴史の面影を感じることができる貴重な景観資源として保全を図ります。
3-7-5	地域住民との協働により展開されている花いっぱい運動を今後も継続し、花とみどりに彩られた地域を形成します。
3-7-6	地域内の豊かな自然や景観資源を結ぶ「まなびのみち」は、適切な維持管理を行うとともに、利用の促進を図ります。

\*耕作放棄地(P139)

図 45 唐子地域取組方針図



第1章 総論

第2章 現状と課題

第3章 まちづくりの基本方針

第4章 分野別方針

第5章 地域別方針

第6章 まちづくりの推進に向けて

資料編